

令和3年6月17日(木)

開会（9：56）

○渡辺秀敏委員長

開会宣言。出席委員が定足数に達し、会議が成立した旨、宣言。当委員会に審査を付託された案件は、補正予算1件、条例の一部を改正する条例4件の計5件である。

議案の審査に入る前に、副市長よりあいさつをお願いしたい。

○高橋副市長

おはようございます。天気が続き新潟県はなかなか梅雨入りしない状況が続いている。降る時に適切に降らないと少し怖いと感じている。今、新発田広域で一般廃棄物処理検討委員会を設置し、今後のごみ処理の在り方について検討している。その中の数字を見て感じたことであるが、胎内市の可燃ごみの令和元年と令和2年を比較すると、家庭ごみは400トンほど増えている。逆に事業系のごみについては、300トンほど減っている。これもコロナの影響があるのかと感じている。皆さん家庭にいて断捨離や料理を作り、余った分を廃棄したりということが重なっていることと事業者ではお客様が来なくてゴミが出ないということなのかと感じている。何とかコロナ過が早く過ぎ去っていくことを願うばかりである。本日の案件は5件だがよろしく審議願いたい。

議第55号 令和3年度胎内市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○須貝福祉介護課長説明

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,000万1千円を追加し、歳入歳出の総額を36億5,150万1千円とするものである。

歳出としては、第3款地域支援事業費 第3項包括的支援事業・任意事業費では、介護報酬改定に関連した地域包括支援センターのシステム改修作業を4月に行う必要が生じ22万円の当該改修費を予備費から充用し執行したため、この度の補正予算においてその執行額に対する財源内訳の額を変更するとともに、第7款予備費において、その同額を追加した。第6款諸支出金 第1項償還金及び還付加算金 第2目償還金において、令和2年度に概算払いにより交付を受けた40歳から64歳までの第2号被保険者の介護保険料を財源とする支払基金交付金の精算に伴い生じた返還金を計上した。一方、歳入では、第3款国庫支出金第2項国庫補助金では、システム改修に係る歳出の増額に伴い法定負担割合に基づく国庫補助金

を増額し、第5款県支出金第2項県補助金を増額し、第7款繰入金第1項一般会計繰入金で市負担分を増額した。第2項基金繰入金では、歳出に計上した前年度の精算に伴う返還金の増額分に充てるため同額を増額するものである。

質疑

○丸山孝博委員

今回の補正のうちほとんどが基金に充てられているが、基金の状況は983万1千円でどれくらいだったものがどれくらいになるのか。

○須貝福祉介護課長

令和2年度末における基金残高は、3億1,074万円で、今回繰入金が983万円減っている状況である。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第60号 胎内市営住宅条例の一部を改正する条例

○須貝福祉介護課長説明

これは、市営住宅の入居決定者がしなければならない手続きに関する規定のうち、保証人の居住地の要件の規定について、市営住宅の入居にあたっては保証人が必要であり、その保証人は市内の居住者に限定する規定となっていることで、特に市内に近親者や親戚等がいない方にとっては、規定どおりに保証人を引き受けてくれる人を探すのに大変苦労されている実態が見えてきた。また、引き受ける保証人にとっても理解を得るのが難しい面もあった。実際の運用では、単に保証人の選任が困難なことで入居を断ったり、保留することはしていないし、市外居住者であっても例外的に認めているが、今後入居決定者が規定上居住地のいかににかかわらず保証人に選任しやすくするように居住地要件を市内から新潟県内に改め、やむを得ない場合には、県外の居住者でも保証人になれることを認める改正となっている。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 61 号 胎内市設住宅条例の一部を改正する条例

○須貝福祉介護課長説明

これは、市設住宅のうち二葉町地内の昭和 39 年から 41 年にかけて建設された 4 棟 7 戸及び若松町地内の昭和 42 年に建設された 1 棟について、いずれも老朽化が進み修繕も難しい状態となっていることから公営住宅等長寿命化計画に基づき、市設住宅としての用途を廃止するもの。この度用途を廃止する住宅のうち、二葉町の 2 棟 2 戸については、地元の二葉町 1 自治会及び二葉町 2 自治会へお祭りで使用する物品等の保管庫として引き続き無償で貸し付け、二葉町の残りの 2 棟 4 戸と若松町の 1 棟は予算を計上し、今年度中の取壊しを予定している。なお、同年代に建設された若松町の 3 棟は現在入居状態にあり、退去予定もないことから引き続き公営住宅として使用し、退去後に用途を廃止したいと考えている。

質疑

○薄田智委員

撤去後の土地の利活用について、今のところどのような考えか。

○須貝福祉介護課長

若松町は並びで建っており、昨年 9 月議会で両端を除却した。今回は、その中間にある部分を取り壊す予定。取壊しが終わった後利活用について検討したい。現段階では具体的な案は立てていない。二葉町についても、一部貸している部分もあるのし、利活用の方法についてはまだはっきり案を立てていない。

○薄田智委員

地域が要望している物置等で活用している部分もあるので、ぜひ地域の方と議論しながら街づくりを進めてほしい。

○須貝福祉介護課長

今後の検討において、ぜひ地域の声をしっかり聴いて対応したい。

○森田幸衛委員

今の市営や県営住宅の入居希望者の待機状況は。

○須貝福祉介護課長

現在の待機者数は、29名。うち二葉町の市営・県営を希望している方は25名、その他の黒川住宅等の希望は少ない。東牧や前山台にある特定公共賃貸住宅については希望者はいない。

○森田幸衛委員

近隣市町村に比べ福祉的な公営住宅がたくさんあると聞くが、7棟減ってどうか。

○須貝福祉介護課長

直近のデータは持ち合わせていないが、県内の入居、戸数の状況は、1.5倍ほど管理戸数が多い状況。県内の状況で公的賃貸住宅の割合が、胎内市は4.16%、新発田市が1.6%。割合からすると県内で高い方から8番目という状況。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 62 号 胎内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○丹後こども支援課長説明

この条例は基準となる内閣府令が改正されたことに伴い、当該内閣府令の規定と整合を図るべく所要の改正を行うものである。この改正において、規定内容の明確化や用語の整理を行うもので、実質的な内容の変更はない。現時点において、市ではこの条例が適用となる保育事業者等はない。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 63 号 胎内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○丹後こども支援課長説明

この条例は基準となる国の省令が改正されたことに伴い、条例改正を行うものである。

改正の主な内容は、家庭的保育事業者等が行う利用者への説明や記録の作成、保存等において、書面に代えて、パソコンなどによる説明やデータを記録保存するなど電磁的方法による対応を認めることとするものである。現在当市にはこの条例が適用される家庭的保育事業者等はない。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

閉会（10：22）